

カーディフ損保、住宅ローン向けに「認知症」と「うつ病」の保障を提供開始 ～2024年12月2日より第四北越銀行にてお取り扱い開始～

2024年11月28日

カーディフ損害保険株式会社

カーディフ損害保険株式会社(代表取締役社長:高屋 智行)は、住宅ローン債務者が「認知症」と診断された場合や、「うつ病」などの特定精神障害により入院、または働けない状態が継続した場合に、保険金・給付金をお支払いする保障^{※1}を開発し、12月2日より、第四北越銀行の住宅ローンを新規でお借入れのお客さまに提供開始いたします。

「認知症」の診断給付金による保障や「うつ病」による就業不能時の保障を、銀行の住宅ローンに付帯するのは業界初^{※2}となります。

うつ病や、若年性認知症は、特に就労世代にとっては仕事と治療との両立が困難になるほか、休職や離職の原因になるなど、経済面にも影響を及ぼします。住宅ローン債務者に向けた「がん」などの重篤な病気から「すべての病気・ケガ」までを保障するこれまでのラインアップに、「認知症」や「うつ病」まで範囲を広げた本保障が新たに加わることで、より一層、安心して住宅ローンをお借入れいただけます。

カーディフ損保は、住宅ローン返済に手厚い保障をご提供することで、お客さまには更なる安心を、また金融機関には他社との差別化につながる付加価値をお届けします。

※1 正式名称:「認知症診断給付金特約」「特定精神障害罹患時入院費用保障特約」「就業不能信用費用保険(特定精神障害のみ保障特約を含む)」

※2 当社調べ(2024年11月時点)

<保障のポイント>

● 「認知症」と診断された場合、給付金をお支払い

住宅ローン債務者が認知症と診断されたときに、給付金として100万円をお支払いします。お手元の資金として、療養費用やそれ以外の費用などにご活用いただけます。

● 「うつ病」などの特定精神障害により入院された場合、給付金をお支払い。また働けない状態となったときに月々のローン返済額を保障

住宅ローン債務者がうつ病などの特定精神障害により入院されたときに、給付金として10万円をお支払いします。また働けない状態が1か月を超えて継続したときには月々のローン返済額を保障します*。

*通算最大6か月まで

カーディフ損害保険株式会社について

カーディフ損害保険株式会社は、フランスを本拠とする世界有数の金融グループ BNP パリバの保険事業を担う BNP パリバ・カーディフの日本拠点です。主に銀行をパートナーとして、金融機関の商品と保険を組み合わせることで新たな価値をつくりだす「バンカシュアランス」というビジネスモデルで事業を展開しています。特に、住宅ローン返済中に病気やケガで就業不能状態になった場合や、会社の倒産・リストラ等で非自発的な失業状態になった場合にローン返済を支援する保険を主力商品としています。



BNP PARIBAS CARDIF
カーディフ損保

The insurer
for a changing
world

<本件に関するお問い合わせ先>

カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL:0120-203-320

受付時間 9:00～18:00（月曜日～金曜日、祝日・年末年始を除く）



BNP PARIBAS CARDIF
カーディフ損保

The insurer
for a changing
world

【添付資料】

	認知症診断給付金特約	特定精神障害罹患時入院費用保障特約
被保険者	住宅ローン債務者	
保険金受取人	被保険者(住宅ローン債務者)	
保障内容	被保険者が、待機期間満了日の翌日以降に、認知症と診断確定されたとき、給付金をお支払い	被保険者が、責任開始日以降に被った特定精神障害により待機期間満了日の翌日以降に入院を開始したとき、給付金をお支払い
保険金額	100万円 ※保障開始日から終了までの期間を通じて1回	10万円 ※保障開始日から終了までの期間を通じて2回
保険期間	住宅ローン返済期間	
保障終了	<ul style="list-style-type: none"> ● ローンの終了(債務の完済、ローンの無効や取消等) ● 所定の年齢になったとき ● 所定の回数の給付金をお支払いしたとき 	

	就業不能信用費用保険(特定精神障害のみ保障特約)	
被保険者	住宅ローン債務者	
保険金受取人	保険契約者	
保障内容	被保険者が、責任開始日以降に被った「特定精神障害」により、待機期間満了日の翌日以降に、就業不能状態となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローン返済日が到来したとき、保険金をお支払い	
保険金額	月々のローン返済相当額 ※通算最大6か月まで	
保険期間	住宅ローン返済期間	
保障終了	<ul style="list-style-type: none"> ● ローンの終了(債務の完済、ローンの無効や取消等) ● 所定の年齢になったとき ● 所定の期間の保険金をお支払いしたとき 	

※保障や加入の条件等は金融機関により異なります。商品の詳細は「被保険者のしおり」等をご参照ください。

